

電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備について

平成21年4月に成立・公布された「電波法及び放送法の一部を改正する法律」（平成21年法律第22号）の施行のために必要な政令を定めたもの。

(1) 電波法関係手数料令の一部を改正する政令

・開設計画の認定申請手数料の額

移動受信用地上放送をする特定基地局に係る開設計画の認定申請手数料の額を174,100円と定める。

・無線局の免許申請手数料の額

移動受信用地上放送をする特定基地局の免許申請手数料の額を以下のとおり定める。

移動受信用地上放送をする特定基地局	
基本送信機の規模	免許申請手数料（円）
0.1ワット以下のもの	7,700
0.1ワットを超え3ワット以下のもの	20,800
3ワットを超え10ワット以下のもの	27,900
10ワットを超え100ワット以下のもの	48,300
100ワットを超え1キロワット以下のもの	66,700
1キロワットを超えるもの	81,200

(2) 電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

「電波法及び放送法の一部を改正する法律」の施行期日を平成22年4月23日とする。